

# 経済要録

## 国内

### ◆日本銀行、「金融政策決定会合の運営方法の見直しについて」を公表

日本銀行は、4月3日、「金融政策決定会合の運営方法の見直しについて」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### 金融政策決定会合の運営方法の見直しについて

平成13年4月3日  
日本銀行

日本銀行は、本日の政策委員会において、金融政策決定会合の運営方式について、以下の見直しを行うこととし、次回会合から実施することを決定しました。今回の措置は、会合における審議時間を十分に確保するとともに、極力、東京の金融資本市場において当日中に決定事項を消化することができるようにするために、行うものです。

#### 1. 月初会合の2日間開催

各月の1回目の会合（月初会合）を2日間で開催することとします。1日目は、午後には開会し、金融経済情勢等に関する執行部からの報告を行います。また、2日目は午前中に会合を再開し、委

員の討議・採決等を行います。この結果、通常の場合、午後3時よりも早い時刻に決定事項の公表を行えるものと考えられます。これに伴い、本年4月～9月の金融政策決定会合の開催日程等を別添1のとおり変更することとしました。

#### 2. 「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表日程の変更

「経済・物価の将来展望とリスク評価」については、昨年10月13日に、4月および10月の年2回、それぞれの月に公表する「金融経済月報」に掲載して公表する、と発表しました。しかし、月初会合で審議・決定することとすると、会合終了時間が相当程度遅くなる可能性があります。そこで、十分な審議時間を確保する観点から、今後は、4月および10月の2回目の会合（中間会合）で、審議・決定のうえ、金融経済月報とは独立したレポートとして、公表することとしました。これに伴い、本年4月分の公表は、4月26日午前8時50分に行うこととします。なお、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を審議する中間会合については、ブラックアウト・ルールの対象期間は、その公表時刻までとなります（別添2）。

(別添1)

平成13年4月3日  
日本銀行

実施に関する重要事項として、「平成13年度の  
考査の実施方針等について」を決定し公表した。  
その内容は以下のとおり。

### 平成13年度の考査の実施方針等について

平成13年4月3日  
日本銀行

	会合開催	金融経済月報公表 (議事要旨公表)
13年4月	4月12日<木>・13日<金>	4月16日<月> (5月23日<水>)
	4月13日<金>	— (6月20日<水>)
	4月25日<水>	
5月	5月17日<木>・18日<金>	5月21日<月> (6月20日<水>)
	5月18日<金>	— (7月18日<水>)
6月	6月14日<木>・15日<金>	6月18日<月> (7月19日<木>)
	6月15日<金>	— (8月17日<金>)
	6月28日<木>	— (8月20日<月>)
7月	7月12日<木>・13日<金>	7月16日<月> 8月17日<金>
	7月16日<月>	7月17日<火> (8月20日<月>)
8月	8月13日<月>・14日<火>	8月15日<水> 9月25日<火>
	8月15日<水>	8月16日<木> (9月21日<金>)
9月	9月18日<火>・19日<水>	9月20日<木>
	9月18日<火>	9月19日<水> 未定

(参考)

- ・「経済・物価の将来展望とリスク評価」(平成13年4月分)は、4月26日<木>(8時50分)公表予定。
- ・金融経済月報・議事要旨の公表予定は、14時00分。

(別添2)

### 「金融政策に関する対外発言についての申し 合わせ」の一部改正

(横線のとおり改正)

各金融政策決定会合の2営業日前(会合が2  
営業日以上にわたる場合には会合開始日の2営  
業日前)から会合終了当日(終日)まで(当該  
会合で「経済及び金融の情勢に関する基本的見  
解」又は「経済・物価の将来展望とリスク評価」  
が決定された場合は、その公表時刻(原則とし  
て翌営業日の午後2時)までの期間は、原則  
として、金融政策及び金融経済情勢に関し、外  
部に対して発言しない。

### ◆日本銀行、「平成13年度の考査の 実施方針等について」を公表

日本銀行は、4月3日、平成13年度の考査の

### 1. 平成12年度を振り返って

#### (1) 概要

平成12年度の考査は、(a)個別の取引先  
金融機関等の業務・財産状況の把握、(b)  
金融システム全体のリスクや、そのリスクが  
発現するメカニズムの継続的な把握、(c)  
これらの情報の活用による日本銀行の業務全  
般への寄与、という考査の担うべき役割を十  
分に果たしていく観点に立って実施した。

具体的には、「平成12年度の考査の実施方  
針等について」(12年3月28日公表)にお  
いて示した重点事項に即して、(a)金融機  
関等の経営体力的確な把握に加え、(b)  
経営体力の悪化を事前に防止するという予防  
的観点にウェイトを置いた「リスク管理重視」  
考査を実施した。さらに、(c)日本銀行当  
座預金および国債決済のRTGS化(13年初  
から実施。以下RTGS化という。)への準  
備状況等の把握を中心に決済リスク管理の  
ターゲット考査を実施したほか、(d)金融  
業務のシステム依存度やオープンシステム  
(インターネット等)の活用度合が高まる中、  
情報セキュリティに関わるリスク管理状況に  
ついてはターゲット考査を行った。

また、考査運営面では、事務負担軽減の観  
点に配慮しつつ、考査周期や調査内容を、考

査先の経営体力やリスク管理状況に応じて弾力的に設定するよう努めた。

**審査実施先数の実績**

業 態	実施先数
銀 行	31
信用金庫	59
その他（外国銀行、証券会社等）	21

この他、決済、マーケットリスク管理、RTGS化、情報セキュリティなどに焦点を絞ったターゲット審査（24先）を実施した。

**（2）審査内容における重点事項にかかる主な結果**

**イ. 経営体力、信用リスク**

自己査定やそれに基づく償却・引当の適切性、繰延税金資産の計上方法の検証に加えて、時価会計の導入に伴う影響の把握を行った。また、基本的な信用リスク管理の枠組みの有効性に加え、信用格付制度の導入・活用などがどの程度進捗しているかという点についても、チェックを行った。

- ・ 自己査定、償却・引当について、行庫内のマニュアルにおける記述や、営業店における実際の運用状況に課題がある金融機関がみられた。
- ・ 繰延税金資産の計上に関しては、将来の課税所得の見積りの前提をやや楽観的に想定している先が散見された。
- ・ 信用リスク管理手法の整備については、多くの金融機関で、信用格付制度の導入・精緻化、信用リスクの定量化に着手する動きが広がっており、相応の進展がみられている。ただし、定量化の成果を与信業務運営などに実務的に結び付けていくに当たっては、経営方針との整合性

確保や倒産確率に係るデータ整備の問題など今後検討すべき課題を残している金融機関も多かった。

**ロ. 市場・流動性リスク**

金融商品にかかる時価会計の拡充もあって市場リスク管理の重要性が一段と高まる中、業務内容やリスクの状況に見合った適切な管理体制が敷かれているかどうかの検証に重点を置いた。

- ・ 地域の資金需要が弱い状況を反映して債券投資を積極化させている金融機関において、リスクの定量的把握や運用責任部署以外の部署によるチェック体制（フロントに対する牽制）の確立など市場リスク管理体制の整備が立ち遅れているため、市場リスクの増大が十分に認識できていない事例がみられた。
- ・ 金融商品を複合的に組み込んだハイリスク・ハイリターン債券をリスク認識が不十分なまま購入している事例が散見された。
- ・ 流動性リスクの管理体制は、概ね整備され適切に運用されているが、一部の金融機関では、緊急時の対応方針が明確でなかったり、緊急時における資金調達手段の利用可能性に関する検証が十分でない事例がみられた。

**ハ. オペレーショナル・リスク**

事務リスク面については、事務の集中化が進展している中、本部および事務センター等のリスク管理体制に重点を置いて調査した。また、システム・リスク面では、インターネットを利用した金融業務が拡大している状況の下で、金融機関における情報セ

セキュリティの重要性と対応策を取り纏めたペーパーを公表した(平成12年4月)ほか、同業務を積極的に展開している先を中心に情報セキュリティ・ターゲット考査(7先)を実施した(これ以外の考査でも、適宜システム・リスク管理のチェックを実施)。

- ・ 事務指導・検査体制の整備が遅れている事例が散見された。特に、事務を関連会社や他社へアウトソースしている金融機関において、アウトソース先に対する管理体制が手薄になっている事例がみられた。
- ・ オープン系システム特有のリスクへの対策が不十分で、ID・パスワードが適切に管理されていない事例、セキュリティ・ポリシーは策定したものの、これに基づくリスク分析が行われていない事例、内部検査や外部監査が有効に機能していない事例があった。

## 二. 決済リスク

決済システムの安定性確保という観点から、引き続き個別金融機関における決済リスク管理に関する調査を行った。特に、RTGS化の準備状況や関連するリスク管理状況に焦点をあて、通常考査の中でチェックしたほか、決済ボリュームが大きい先を中心にターゲット考査(15先)を実施した。その結果を踏まえて留意事項を取り纏め、取引先金融機関に還元した。

- ・ 日銀当座預金や国債の残高管理をより堅確に行う余地がある事例、対顧客日中与信の管理を強化すべき事例、システム障害等に備え緊急時対応の整備が必要な事例などがみられた。

## 2. 平成13年度の考査における重点事項

わが国金融システムの現状をみると、公的資本や民間からの資本調達などを通じた金融機関の資本基盤の拡充、金融機関の破綻処理の進捗、さらには、合併・再編の動きの広範化など、システムの安定化に寄与する取組みが進んできている。

しかし、金融機関の抱える不良債権については、ここ数年間で相当額を処理してきたにも拘らず、新規の発生が高んだこともあって、なお捗々しい減少をみていない。平成13年度末で金融機関の預金等の全額保護が終了する点を踏まえ、個々の金融機関が、それぞれの实情に即し、この問題に対し適切な対応と展望を示していくことが、全体としての金融機能の維持・向上にとって極めて重要である。

他方、規制緩和の進展や情報通信技術の革新を背景として金融機関の業務内容や経営構造は大きく変貌しつつあり、このような中で金融機関の直面するリスクも益々複雑かつ多様化する傾向にある。わが国金融機関が、新たなビジネスチャンスをつかえ、収益力の向上を図っていくためには、この様な各種リスクを全体としての確に把握し管理する体制を整備する必要性が増してくると考えられる。

次に、決済リスクや流動性の管理も今後の金融機関経営にとって従来以上に重要なテーマになると考えられる。すなわち、決済システムについては、平成13年初より決済システム全体のリスク削減に向けての重要なインフラ整備としてRTGS化がスタートした。今後それを前提に各金融機関が自らの決済リスク管理を一層充実させ、わが国決済システムの改善が図られることが期待される。また、各金融機関においては、13年度末で預金等の全額保護が終了する点

を踏まえ、自らの運用・調達全般の動向を適切に管理していく視点が従来以上に重要となると考えられる。

以上のような問題意識を踏まえ、平成13年度の考査については、取引先金融機関等の実態や今後の業務展開に即しつつ、経営体力および各種リスク管理に関し、以下のポイントに力点を置いて実施することとする。

なお、考査を実施するに当たっては、考査先の事務負担の軽減や考査の効率的な運営に十分配慮した運営に努めていきたい。この観点から、考査先の有する課題の所在等に応じ、考査周期、考査内容・期間を弾力的に設定していくこととする。また、特定のリスクに関する実態把握が必要と判断される場合、弾力的な考査運営の一環として、調査対象を絞ったターゲット考査の積極的な活用を図っていく方針である。

(考査内容における重点事項)

(1) 経営体力、信用リスク

- ・ 不良債権問題の現状に鑑み、自己資本の充実度合、新規不良債権発生の可能性の把握等、金融機関等の経営体力の的確な把握に重点を置く。加えて、各金融機関の信用リスクの態様を踏まえ、信用リスク量の捉え方やコントロールの在り方について議論を深める。
- ・ その際、信用格付等のツールを用い、与信全体についてのリスクの的確な把握を含め、信用リスク管理の枠組みの有効性が確保されているかどうかを重要な検証ポイントとする。具体的には、格付方法の妥当性や与信監査等内部牽制機能の有効性、さらにはこれを用いた信用コストの算出やポートフォリオ分析等の与信業務運営への利用といった点に焦点を

あてて調査を行い、それをもとに、金融機関に対し、各々の実情に即した適切な活用方法への理解を求めていきたい。

(2) 市場リスク

- ・ 金融機関の市場関連リスクの管理については、引き続き注意深い対応が必要であり、リスク管理基準の整備・遵守状況等を十分チェックしていく方針である。特に、有価証券運用ウエイトの高い金融機関にあっては、新商品を含め経営者のリスクに対する認識やその管理プロセスへの関与状況、運用責任部署（フロント）に対する牽制体制の確立等につき必要に応じ注意喚起に努めていきたい。

(3) オペレーショナル・リスク

- ・ 金融機関の業務運営体制の見直しに伴い、事務処理の集中化やアウトソース化の流れは一段と加速するものと見込まれる。このような事務処理体制の変化を踏まえ、それに応じたオペレーショナル・リスク管理が行われているかどうかに着目したチェックに重点をおく。特に重要な業務をアウトソースした場合には、当該業務にかかるリスク管理体制の整備状況につき重点的に調査する。
- ・ システム関連については、平成12年度の情報セキュリティ考査を今一步進めた形で運営していきたい。すなわち、情報セキュリティの確保といったシステムの安全性に加え、システムの障害が適切な金融サービスの提供を妨げることがないか、システムが提供する機能・情報が業務要件に照らし的確かといったシステムの安定性や信頼性を確認していく。

- ・オペレーショナル・リスクの計量化等、管理技術の高度化や経営管理上の活用の試みについては、今後の望ましい在り方を中心に、金融機関との間で議論を深めていく。

#### (4) 決済・流動性リスク

- ・決済・流動性リスク管理については、平成13年度の重点課題と位置づける。RTGS化を踏まえ、決済システムの主要な参加者のリスクの態様がどのように変化し、その変化に的確に対応しているかどうかを調査する。仮に管理が不十分であると判断される場合には適切な対応を求めるとともに、それが市場全体に悪影響を及ぼす恐れがないかを検証していく。このようなプロセスを通じ、RTGS下における決済メカニズムが適切な形で定着し、決済システム全体としてのリスク軽減に繋がっていくことを期待したい。
- ・同時に、決済リスクの顕現化を回避する観点から、個々の金融機関が自らの運用・調達の動向を踏まえ、流動性管理を適切に行っているか、不測の事態に備えたコンティンジェンシー・プランを整備しているか等をチェックしていく方針である。

#### (5) 統合的リスク管理等

- ・わが国のリーディングバンク中心に、複雑化するリスクの態様を適切に管理する手法・体制を確立していくことは、今後の新しい金融業務を展開していく上で重要な課題である。こうした問題意識を踏まえ、複雑なリスクの態様全体の管理体制の確立を促進する観点から種々のリスクの統合的管

理の手法、それに基づく資本の効率的な利用や充実度の検証など、管理技術の高度化やその経営管理上の活用について金融機関との間で議論を深めていきたい。

また、様々な形での経営統合や新規業務の立上げなどに伴う業務運営体制の移行期において、体制面の変更を踏まえ策定されたリスク管理方針とその実際の運営の整合性が確保されているか、内部管理の枠組みの有効性が継続的に機能しているかどうかをチェックしていきたい。

### ◆日本銀行、「国債振替決済制度における利払口振替期間の短縮について」を公表

日本銀行は、4月4日、国債振替決済制度における利払口振替期間について、本年8月以降その期間を短縮することとし、この制度の参加者に通知するとともに、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載した。その内容は以下のとおり。

#### 国債振替決済制度における利払口振替期間の短縮について

平成13年4月4日

日本銀行

日本銀行は、国債振替決済制度における利払口振替期間について、本年8月以降、現行の5営業日を1営業日に短縮することとし、この制度の参加者に通知しました。その背景と内容について、下記のとおりお知らせします。

記

現行の国債振替決済制度では、利子支払期の8営業日前の営業終了後に、利子配分計算用の口座（以下「当期利払口」といいます。）を設定する扱いとなっています。当期利払口が設定される日の翌営業日（＝利子支払期の7営業日前）から振替停止期間初日の前営業日（＝同3営業日前）までの5営業日間<sup>（注1）</sup>（以下「利払口振替期間」といいます。）において、当期利払口の振替を行うことを可能とすることにより、国債振替決済制度参加先において利子配分事務の効率化を図ることができます。

（注1）承継国債（日本国有鉄道清算事業団債券承継国

庫債券）の場合で利子支払期が銀行休業日に当たるときは、当期利払口の設定は利子支払期の9営業日前の営業終了後となり、利払口振替期間は、利子支払期の8営業日前から4営業日前までの期間となります。

その一方、市場取引をみると、利払口振替期間にあつては振替決済事務が煩瑣になるとしてこれを避け、振替決済を利払口振替期間が終了し、その後の振替停止期間も終了した利子支払期まで後倒しする傾向が見受けられます。このことは、振替決済事務の負担が利子支払期に集中するという問題のほか、利払口振替期間および振替停止期間における国債の未決済残高を累増させるという問題を内包しています。

（参考1）現行における利払口振替期間と振替停止期間

8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	11日 (土)	12日 (日)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	19日 (日)	20日 (月)
	⑦	⑥	休	休	⑤	④	③	②	①	休	休	利子 支払期
	営業日前	営業日前			営業日前	営業日前	営業日前	営業日前	営業日前			
	利払口振替期間							振替停止期間				
	当期利払口設定						当期利払口確定					当期利払口引落

こうした事情に鑑み、日本銀行は、利払口振替期間について、利子支払期の3営業日前の日の1日のみ<sup>（注2）</sup>に短縮することを国債振替決済制度参加者に提案し、意見を求めてまいりました。この結果、多数の皆様からこの提案どおりでよいとの回答を頂いたこと等に鑑み、本年8月20日以降の利子支払期にかかる利払口振替期間より実施することとしました。

（注2）承継国債の場合で利子支払期が銀行休業日に当たるときは、当期利払口の設定を利子支払期の5

営業日前の営業終了後とし、利払口振替期間を利子支払期の4営業日前（1日のみ）とする。

なお、一部の国債振替決済制度参加者からは、決済リスクの削減という観点から当期利払口を廃止することが望ましいのではないかとの意見も頂戴致しましたが、この適否については今後の当期利払口の利用状況や市場関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、今後検討してまいります。

(参考2) 本年8月以降の利払口振替期間と振替停止期間

8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	11日 (土)	12日 (日)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	19日 (日)	20日 (月)
			休	休			③ 営業日前	② 営業日前	① 営業日前	休	休	利子 支払期

振替停止期間

↑ 当期利払口確定

↑ 当期利払口設定

新しい利払口振替期間

当期利払口引落

### ◆「緊急経済対策」について

した。そのポイントは以下のとおり。

政府は、4月6日、「緊急経済対策」を公表

#### 緊急経済対策のポイント

#### 第1章 基本的な考え方

##### 1. 景気の現状

- ・景気の改善に足踏みがみられ、先行きについては設備投資に鈍化の兆しなど懸念すべき点も見られる。
- ・民間需要を中心とする本格的景気回復への移行が遅れていることは否めない。

##### 2. 取り組むべき課題

- ・バランスシート調整の促進（金融機関の不良債権と企業の過剰債務）
- ・資産市場の抱える構造問題の解決

##### 3. 経済対策の基本的考え方

○喫緊の課題である構造問題を取り上げ、その根本的解決に取り組む。

- ・金融再生と産業再生
- ・証券市場の構造改革
- ・都市再生、土地の流動化 等

○構造改革に伴う調整に対応する。

- ・長期的な経済活力を引き出す規制・制度改革やイノベーションへの取組みによる、新市場の開拓と雇用の創出
- ・雇用面のセーフティーネットの整備 等

○政府の適切かつ機動的な経済財政運営

○日銀における適切かつ機動的な金融政策運営

第2章 具体的施策

<ul style="list-style-type: none"> <li>○不良債権処理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本的なオフバランス化（新規3年以内、既存2年以内）</li> <li>・企業再建の円滑化</li> <li>・金融機関の債権放棄等の円滑化</li> <li>・債権の流動化</li> </ul> </li> <li>○銀行の株式保有制限             <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行保有株式取得機構（仮称）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金庫株の解禁</li> <li>○確定拠出年金法案等の早期成立</li> <li>○証券決済システムの改善</li> <li>○株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託（ETF）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市再生本部（仮称）の設置</li> <li>○21世紀型都市再生プロジェクト             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域循環都市プロジェクト</li> <li>・安全都市形成プロジェクト</li> </ul> </li> <li>○土地の流動化</li> <li>○PFIの積極的活用及び公務員宿舍跡地等の再開発</li> </ul>
--	---	---

4. 雇用の創出とセーフティーネット

<ul style="list-style-type: none"> <li>○新市場開拓             <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT分野</li> <li>・医療システム分野</li> <li>・保育・介護分野</li> <li>・循環型社会の構築</li> </ul> </li> <li>○イノベーション（第二期科学技術基本計画に基づく戦略的な研究開発投資等）</li> <li>○雇用面のセーフティーネット             <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用対策（緊急雇用創出特別奨励金等の拡充措置延長、中高年ホワイトカラー向け訓練の充実、改正雇用保険法の円滑な施行）</li> <li>・調整機能強化（労働者派遣業に係る規制のあり方の検討等）</li> </ul> </li> </ul>
---

5. 税制

<p>○現下の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等直接金融市場の活性化、土地の流動化の促進、経済構造改革の推進に資する等の観点から、証券・土地関連の税制に係る真に有効かつ適切な措置について、課税の公平等に留意しつつ、早急に検討を行い、結論を得る。</p>
---

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合ま

での金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本

的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、4月16日に公表したほか、2月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを4月18日に公表した。

#### 記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

#### 当面の金融政策運営について

平成13年4月13日  
日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

### ◆日本銀行、「国債決済のRTGS化に関する追加措置等の実施スケジュールについて」を公表

日本銀行は、4月24日、「国債決済のRTGS

S化に関する追加措置等の実施スケジュールについて」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### 国債決済のRTGS化に関する追加措置等の実施スケジュールについて

平成13年4月24日  
日本銀行

日本銀行当座預金決済および国債決済については、本年初の即時グロス決済化(RTGS<Real Time Gross Settlement>化)の実施後4か月の間、支障なく円滑な決済が続いており、スムーズにRTGSに移行できたものと判断されます。今回のRTGS化に伴い、わが国決済システムにおけるシステミック・リスクが大きく削減されたものと考えています。

日本銀行は、こうした状況を踏まえて、さらにRTGS化の趣旨を徹底する観点から、本年初の段階では見送ったものの早期にRTGS化を実現することとしていた一部の国債決済に関する案件の実施スケジュールを以下のとおり固めましたので、お知らせします。

このほか、RTGS下で一層安全かつ効率的な決済を実現するための施策も講じることでありますので、その概要および実施スケジュールを、あわせてお知らせします。

なお、各案件の詳細については、検討が終了次第、取引先金融機関等に逐次連絡していく予定です。

#### 1. 国債決済のRTGS化

本年初以降も「一般処理(午後3時)」の扱いとしている一部の国債決済については、今後以下のスケジュールに沿って、検討、システム開発等の準備作業を進め、RTGS化を実現し

ていく予定です。

(1) 国債発行・払込においてオンラインにより資金の払込を行う場合の国債取引  
平成14年央を目途にRTGS化を実現する  
 予定です。

(2) 日本銀行が保護預りを行う外国中央銀行等による国債取引  
 以下の2段階によりRTGS化を進めることとしています。

(a) 外国中央銀行等が振込国債を引渡す取引（当日中に受入れた振込国債を引渡す取引<sup>(注)</sup>を除く）

平成13年中を目途にRTGS化を実現する  
 予定です。

(b) 外国中央銀行等からの保護預りにかかるその他の国債取引（外国中央銀行等が振込国債を受入れる取引、当日中に受入れた振込国債を引渡す取引等）

上記(a)実施後の極力早い時期にRTGS化を実現する方向で、外国中央銀行等の預り金にかかる資金決済のRTGS化とあわせて検討中です。

(注) 外国中央銀行等が当日中に受入れる国債を引渡す取引については、従来同様、「一般処理（午後3時）」により決済されることとなります。

(3) オペ等の対市中国債取引

オペ等の対市中国債取引については、(i) 短期国債現先オペにかかる全ての取引、(ii) 国債借入（レポ）オペや財政融資資金・国債整理基金の対市中国債売買のうち、日本銀行や財政融資資金・国債整理基金が国債の渡し

方となる取引について、本年初からRTGS化を実施済みです。

その他の取引については、現状「一般処理（午後3時）」の扱いとなっていますが、これらについても、今後、以下の2段階によりRTGS化を進めることとしています。

(a) 条件付取引（国債借入（レポ）オペ、財政融資資金による対市中条件付売買のうち、日本銀行や財政融資資金が国債の受け方となる取引）

平成14年中を目途にRTGS化を実現する  
 予定です。

(b) その他の取引（国債買入オペおよび短期国債売買オペにかかる全ての取引ならびに財政融資資金・国債整理基金による対市中国債売買のうち財政融資資金・国債整理基金が国債の受け方となる取引）

上記(a)実施後の極力早い時期にRTGS化を実現する方向で検討中です。

## 2. CPU接続先の拡大

日本銀行は、本年1月のRTGS化を機に、コンピュータ接続（以下、「CPU接続」といいます。）の対象業務を、従来の外国為替円決済制度関係事務に加え日本銀行当座勘定取引および国債関係事務まで拡大し、36の取引先金融機関等との間でCPU接続を行っています。

日本銀行では、今後も、当座預金決済および国債決済を一層効率的にする観点から、希望先を対象に、CPU接続の拡大を順次行っていく方針です。

具体的には、現在、10先強の金融機関等から新たなCPU接続の利用希望が寄せられて

(別添)

おり、平成13年中の利用開始に向けて対応を進めています。また、その他の金融機関等からの利用希望についても随時受付けていく予定です。

### 当面の金融政策運営について

平成13年4月25日  
日本銀行

### 3. 国債振替決済制度における利払口振替期間の短縮

なお、日本銀行では、国債振替決済制度における利払口振替期間について、国債の利払日における振替決済事務の集中や、利払口振替期間中の国債の未決済残高累増を回避する観点に立ち、本年8月20日以降の利子支払期にかかる利払口振替期間より、現行の5営業日を1営業日に短縮することとしています(本年4月4日公表「国債振替決済制度における利払口振替期間の短縮について」ご参照)。

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月25日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

### 記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

## ◆21世紀の資金の流れの構造変革に関する研究会、「家計の貯蓄率と金融資産選択行動の変化及びそれらの我が国の資金の流れへの影響について」を公表

21世紀の資金の流れの構造変革に関する研究会は、4月25日、「家計の貯蓄率と金融資産選択行動の変化及びそれらの我が国の資金の流れへの影響について」を公表した。これは、21世紀における、①家計貯蓄率の今後の動向、②家計による金融資産選択行動の今後の変化、等に関する同研究会での議論を盛り込みつつ、これまでの家計を巡る様々な調査・研究成果の整理を図り、今後の家計部門の動向と、それが我が国の資金の流れに及ぼす影響について考察を試みたもの。

◆日本銀行、「経済・物価の将来  
展望とリスク評価」を公表

日本銀行は、4月26日、「経済・物価の将来  
展望とリスク評価」を公表した（その内容につ  
いては、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2001  
年5月号参照）。

## ◆現行金利一覽

(13年5月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.25	13. 3. 1	(0.35)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.75	13. 5. 10	(1.85)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

## ◆公社債発行条件

(13年5月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<5月債> <u>1.260</u>	<4月債> 1.027
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.1
	発行価格 (円)	<u>101.24</u>	100.66
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年5月14日発行分) <u>0.014</u>	(13年5月7日発行分) 0.023
	発行価格 (円)	<u>99.996</u>	99.994
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<5月債> <u>1.400</u>	<4月債> 1.428
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<5月債> <u>1.417</u>	<4月債> 1.451
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.85</u>	99.55
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<5月債> <u>0.850</u>	<4月債> 0.950
	表面利率 (%)	<u>0.85</u>	0.95
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<5月後半債> <u>0.100</u>	<5月前半債> 0.120
	同税引後 (%)	<u>0.090</u>	0.100
	割引率 (%)	<u>0.09</u>	0.11
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	99.89

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆B I S グローバル金融システム委員会、報告書「主要金融機関におけるストレステストとその実務に関する調査」を公表

B I S グローバル金融システム委員会は、4月25日、「主要金融機関におけるストレステストとその実務に関する調査」（原題：A Survey of Stress Tests and Current Practice at Major Financial Institutions）と題する報告書を公表した（その要旨については、『日本銀行調査月報』2001年5月号参照）。

◆バーゼル銀行監督委員会、グローバル金融システム委員会、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構、「ディスクロージャー強化のための共同ワーキング・グループ報告書」を公表

バーゼル銀行監督委員会、グローバル金融システム委員会、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構は、4月26日、「ディスクロージャー強化のための共同ワーキング・グループ報告書」（原題：Final Report of the Multidisciplinary Working Group on Enhanced Disclosure）を公表した（「要旨と提言」の仮訳は、『日本銀行調査月報』2001年5月号参照）。